

赤い羽根「災害ボランティア・NPO 活動サポート募金（ボラサポ）」

運営要綱

社会福祉法人 中央共同募金会

1. 趣 旨

赤い羽根「災害ボランティア・NPO 活動サポート募金（ボラサポ）」は、国内で発生する災害の被災地で救援・復旧・復興に携わるボランティア活動を支援すること、あわせて防災・減災力向上のための活動や災害時に備えた基盤整備にかかわる活動を支援することを目的として、実施する。

2. 運営委員会の設置

ボラサポの運営全般、助成公募実施に係る諮問機関として、運営委員会を設置するものとする。

（1）委員構成

運営委員会の委員は、学識経験者、企業・経済団体、NPO・ボランティア市民活動団体、社会福祉協議会、共同募金会等から構成する。

（2）委員長及び副委員長

①運営委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置く。

②委員長は、委員会において選任する。副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。

③副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（3）任期

委員の任期は、2 年間とする。ただし再任を妨げない。

（4）役割

運営委員会は以下の役割を果たす。

- ・ボラサポ全体の運営に係る審議
- ・寄付金の募集、助成配分割合に係る審議
- ・助成実施に係る要項の策定

3. 審査委員会の設置

ボラサポの助成公募審査及び決定に係る諮問機関として、審査委員会を設置するものとする。

（1）委員構成

審査委員会の委員は、学識経験者、企業・経済団体、NPO・ボランティア市民活動団体、社会福祉協議会等から構成する。ただし、災害の規模に応じて、当該被災地の NPO 中間支援組織、社会福祉協議会、共同募金会等から臨時委員を選出することができる。

（2）委員長の選任

審査委員会に委員長 1 名を置き、委員会において選任する。

（3）任期

委員の任期は、2 年間とする。ただし再任を妨げない。

（4）役割

審査委員会は以下の役割を果たす。

- ・ボラサポ助成応募内容に係る助成審査・決定

ただし、審査委員会が必要に応じて、運営委員の他、専門的知見を有する者や現地関係機関の意見を聴くことができる。

4. 寄付金の募集

- (1) 寄付金は常時募集する。
- (2) 災害発生時には、災害ごとに区分した寄付金募集を行うことができる。ただし、災害ごとに区分した寄付金は、支援活動が収束したと判断された場合に、次の災害の支援活動や災害時に備えた基盤整備活動に充てることができる。災害発生時の寄付金募集の際にはその旨明記の上、実施する。

5. 助 成

(1) 助成の種類

①災害時の助成、②災害時に備えた基盤整備助成の2種類の助成を行う。いずれの助成も、各々の助成方針に基づき、運営・審査委員会において内容を決定する。

① 災害時の助成

災害が発生し、災害ボランティアセンターが設置される等災害ボランティア活動が行われた際に、当該災害の救援・復旧・復興のための支援活動を行う NPO・ボランティア団体等民間非営利団体に対して、その活動にかかわる費用の助成を行う。

② 災害時に備えた基盤整備助成

防災・減災力向上のための活動や災害時に備えた基盤整備活動を行う。

NPO・ボランティア団体等民間非営利団体に対して、その活動にかかわる費用の助成を行う。

(2) 募集の方法

(1) で示した災害時の助成および災害時に備えた基盤整備助成に対する募集の方法として、公募助成または非公募の計画助成のどちらにより行うか運営委員会において検討する。

(3) 報 告

助成先、助成額、助成事業の概要および助成事業の収支決算は、運営委員会へ報告する。

6. 経 費

ボラサポ運営にあたり、当該年度の助成総額の15%までを、事務経費に充てることができる。

7. 報 告

年次報告書を作成し、寄付者に対して報告を行う。また、必要に応じて寄付金を募集した災害ごとの報告書を作成して報告を行う。

8. 改 廃

この運営要綱の改廃は、運営・審査委員会により行う。

附則

この運営要綱は、2019年4月1日から施行する。

この改正要綱は、2021年5月1日から施行する。

この改正要綱は、2025年5月30日から施行する。